

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年7月23日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：ミャンマー 担当：経済基盤開発部
案件名：ラカイン州における道路建設機材整備計画準備調査（ファスト・トラック制度適用案件）
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年8月下旬～2014年3月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における道路建設機材整備に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月29日から2013年7月31日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月29日から2013年8月1日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年8月9日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 8月中旬
- (5) 契約交渉 : 8月中旬

5 業務の目的

ミャンマー連邦共和国（以下、ミャンマー）は、人口約6,242万人（2011年）を有する独立国家であるが、135におよぶ民族が居住しており、世界で最も民族が多様な国のひとつである。1948年の独立以降、様々な民族グループは政府に対して積極的支援や、自治権の拡大、完全独立等を求めて武力闘争を開始させたが、1990年代以降政府は少数民族との和解を進め、2011年3月に発足した現政権も民族統一のために少数民族と精力的に停戦合意・和平協定を進めている。

ラカイン州は人口約291.5万人（2002年）を有するが、電力供給が不足し保健医療・教育施設も脆弱であることから地域の開発レベルは低い。主要産業である農業の生産性は低く、灌漑施設不足、土地使用権問題もあり、開発は進んでいない。同州はバングラデシュ国に接し、北部地域は人口約96万人が居住しているが、その内約80％がイスラム系住民である。この地域では経済的・政治的要因によって、頻りにイスラム系住民がバングラデシュ側に難民として流出したが、今日ではその約95％が帰還しているものの、イスラム系住民には市民権が与えられず、経済活動や移動が制約されるなど劣悪な生活環境となっている。一方、バングラデシュ難民キャンプには、いまだ約24,000人の難民が生活しており、さらなる帰還を促進するための基盤整備が重要な課題である。しかしながら、これら帰還・再定住後の各種生活基盤へのアクセスとしての、道路整備状況は著しく遅れている。

ミャンマーの道路総延長は約146,000kmであり、この内、舗装道路（アスファルトまたはコンクリート舗装）は全体の約20％（約30,000km）である。同国政府は「30年道路整備計画」を策定し、全国の道路整備事業を進めている。本事業を主導する建設省は「国家の発展は道路と橋梁の整備に直接依存する。」としたうえで、既存道路の改修、新規道路の建設、国際幹線道路の整備推進を基本目標としている。同省公共事業局は、主要道路（約53,000km）の建設・維持管理を担っており、この整備計画の中心的存在である。

他方で、公共事業局が保有する道路建設機材は不足や老朽化等の問題を抱えており、道路整備の進捗は十分ではない。地理的に辺境に位置するあるラカイン州では道路整備が更に進んでおらず、また、年間降雨量約6,000mmが雨期に集中することから、道路の崩壊や橋梁の流失も頻発しており、域内交通は不便な状態が続いている。

これらを踏まえ、ミャンマー政府は我が国に対して、特に帰還民の多いラカイン州における道路整備機材供与に関する無償資金協力を要請している。

本調査は、標記計画の無償資金協力としての妥当性を検討し、最適な計画内容、規模を検討した上で、概略設計を行うことを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ラカイン州

(2) 相手国関係機関

建設省公共事業局

(2) 業務内容

ア プロジェクトの背景・経緯の確認

- イ プロジェクトの実施体制の確認
- ウ サイト状況調査
- エ プロジェクト内容の計画策定
- オ 調達事情調査（現地調達、第三国調達）
- カ 社会状況調査
- キ 相手国側負担事業の概要
- ク プロジェクトの維持管理計画
- ケ プロジェクトの概略事業費
- コ プロジェクトの評価
- サ 概略設計概要書の作成・説明・協議
- シ 準備調査報告書等の作成

7 成果品等

- (1) 概略事業費積算内訳 (2014年1月上旬)
- (2) 機材仕様書 (2014年1月上旬)
- (3) 準備調査概要資料 (2014年1月上旬)
- (4) 準備調査報告書 (2014年2月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 業務主任 / 道路・橋梁整備計画 (評価対象予定者)
- 2) 機材計画 / 機材維持管理計画 (評価対象予定者)
- 3) 社会状況調査
- 4) 調達計画 / 積算

9 特記事項

- ・本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定です。
- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・本件プロポーザルについては、記載分量、内容を簡潔にさせていただく予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。